

広島地方最低賃金審議会

令和4年度 第1回

広島県自動車小売業

最低賃金専門部会

日 時 令和4年10月4日(火) 10時00分～

場 所 広島合同庁舎1号館附属棟2階 大会議室

# 広島地方最低賃金審議会

令和4年度 第1回

広島県自動車小売業

最低賃金専門部会

## 議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 部会長、部会長代理の選出について
- (2) 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

3 閉 会

# 令和4年度 第1回

## 広島県自動車小売業

### 最低賃金専門部会 別冊資料目次

別冊 No. 1	広島県自動車小売業最低賃金専門部会委員名簿	P.	1
別冊 No. 2 -1	広島県自動車小売業最低賃金(現行)	P.	2
-2	広島県特定(産業別)最低賃金の適用を受ける業種(日本標準産業分類)	P.	3
-3	中分類	P.	4
-4	令和4年度適用使用者数及び適用労働者数	P.	6
別冊 No. 3	令和3年度 特定最低賃金の審議・決定状況(自動車小売)	P.	8
別冊 No. 4	令和4年度最低賃金実態調査概要(自動車小売業)	P.	9
4 -1	最低賃金実態調査における分位偏差	P.	14
4 -2	賃金分布図	P.	15
4 -3	時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移	P.	17
4 -4	中位数・時間当たり平均賃金額	P.	18
4 -5	事業所規模別未満率	P.	19
4 -6	引上げ試算表(令和4年 自動車小売業)	P.	20
4 -7	経過表(自動車小売業)	P.	21

令和4年度

## 広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

(広島県自動車小売業最低賃金)

広島労働局

令和4年9月9日任命

区分	氏名	現職
公益代表	おかだ ゆきまさ 岡田 行正	広島修道大学 教授
	のきた はるこ 野北 晴子	広島経済大学 教授
	むらかみ けいこ 村上 恵子	県立広島大学 教授
労働者代表	うちだ しょうへい 内田 将平	ホンダ販売労働組合西中国支部 執行委員長
	ふじた よしかず 藤田 祥和	広島マツダ労働組合 相談役
	やまさき ひでのぶ 山崎 英伸	自動車総連広島地方協議会 事務局長
使用者代表	おきだ けんご 沖田 賢吾	株式会社広島マツダ 関連・新規事業担当取締役
	す もり よしゆき 巣守 佳之	巣守金属工業株式会社 代表取締役
	ふじい よしろう 藤井 良朗	広島県東部機械金属工業協同組合 事務局長

[注] 1. 斜体文字は 本審委員 2. 各側五十音順

広島県自動車小売業最低賃金（現行）

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間930円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和3年12月31日

## 広島県特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種（日本標準産業分類）

自動車小売業
<p>適用する使用者</p> <p>広島県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者</p>
<p>日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）より （青字及び赤字は事務局にて加筆）</p>
<p>I 59 機械器具小売業のうち</p> <p>  I 590 管理、補助的経済活動を行う事業所（591 自動車小売業（5914 を除く）に限る）</p> <p>    I 5900 主として管理事務を行う本社等</p> <p>    I 5908 自家用倉庫</p> <p>    I 5909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所</p> <p>  I 591 自動車小売業</p> <p>    I 5911 自動車（新車）小売業</p> <p>    I 5912 中古自動車小売業</p> <p>    I 5913 自動車部分品・附属品小売業</p> <p>    I 5914 二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）（県最賃適用）</p> <p>L7282 純粋持株会社（591 自動車小売業（5914 を除く）に限る）</p>

## 適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

## 大分類I—卸売業，小売業

### 中分類59—機械器具小売業

#### 総説

この中分類には，主として自動車，自転車，電気機械器具など(それぞれの中古品を含む)及びその部分品，附属品を小売する事業所が分類される。

なお，自動車，自転車，電気機械器具の小売と修理を兼ねている事業所も本分類に含まれる。

整備，修理専門の事業所は大分類R—サービス業(他に分類されないもの) [891, 901～909]に分類される。

#### 590 管理，補助的経済活動を行う事業所(59 機械器具小売業)

##### 5900 主として管理事務を行う本社等

主として機械器具小売業の事業所を統括する本社等として，自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務，人事・人材育成，総務，財務・経理，法務，知的財産管理，企画，広報・宣伝，調査・研究開発，生産・プロジェクト管理，不動産管理，情報システム管理，保有資機材の管理，仕入・原材料購入，役員・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

##### 5908 自家用倉庫

機械器具小売業において，自企業の物品等を保管する事業所をいう。

○自家用倉庫

##### 5909 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所

主として機械器具小売業における活動を促進するため，同一企業の他事業所において，輸送，清掃，修理・整備，保安等の支援業務を提供する事業所をいう。

○車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用集荷所

## 591 自動車小売業

### 5911 自動車(新車)小売業

主として自動車(新車)を小売する事業所をいう。

○自動車(新車)小売業

×二輪自動車小売業 [5914] ; 自動車一般整備業 [8911] ; 自動車部分品・附属品小売業 [5913]

### 5912 中古自動車小売業

主として中古自動車を小売する事業所をいう。

○中古自動車小売業

×自動車(新車)小売業 [5911] ; 自動車部分品・附属品小売業 [5913]

### 5913 自動車部分品・附属品小売業

主として自動車の部分品及び附属品を小売する事業所をいう。

○自動車部分品・附属品小売業 ; 自動車タイヤ小売業 ; カーアクセサリ小売業 ; カーエアコン小売業 ; カーステレオ小売業

×二輪自動車部分品・附属品小売業 [5914]

### 5914 二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)(県最賃適用)

主として二輪自動車(原動機付自転車を含む)及びその部分品、附属品を小売する事業所をいう。

○二輪自動車小売業 ; スクータ小売業 ; 原動機付自転車小売業 ; 二輪自動車部分品・附属品小売業

### 7282 純粋持株会社

本業を持たずに、他社の事業活動を支配する事業所をいう。

○純粋持株会社



## 令和4年度 適用使用者数及び適用労働者数

(平成28年経済センサス等による)

## 1 製鉄業、鋼材、鋳鉄鑄物、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業

日本標準産業分類 (平成25年10月改定)	使用者数	労働者数
E220 管理, 補助的活動を行う事業所	1	25
E2211 高炉による製鉄業	2	4,890
E223 製鋼を行わない鋼材製造業	11	619
E225 鉄素形材 (鋳鉄鑄物) 製造業	43	1,167
E229 その他の鉄鋼業	183	2,424
計	240	9,125

## 2 建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業

日本標準産業分類 (平成25年10月改定)	使用者数	労働者数
E240 管理, 補助的活動を行う事業所	10	34
E244 建設用・建築用金属製品製造業	563	5,744
E249 その他の金属製品製造業	75	1,613
計	648	7,391

## 3 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

日本標準産業分類 (平成25年10月改定)	使用者数	労働者数
E 25 はん用機械器具製造業	369	8,630
E 26 生産用機械器具製造業	913	18,470
E 27 業務用機械器具製造業	24	406
計	1,306	27,506

## 4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

日本標準産業分類 (平成25年10月改定)	使用者数	労働者数
E 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	64	7,105
E 29 電気機械器具製造業	284	7,180
E 30 情報通信機械器具製造業	15	1,766
計	363	16,051

5 自動車・同附属品製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理，補助的活動を行う事業所	3	44
E 311 自動車・同附属品製造業	300	32,850
計	303	32,894

6 船舶製造・修理業，船用機関製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理，補助的活動を行う事業所	5	14
E 313 船舶製造・修理業，船用機関製造業	483	10,727
計	488	10,741

7 各種商品小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 560 管理，補助的活動を行う事業所	4	749
I 561 百貨店，総合スーパー	48	8,776
I 569 その他の各種商品小売業	35	258
計	87	9,783

8 自動車小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 590 管理，補助的活動を行う事業所	11	288
I 591 自動車小売業	1,661	11,115
計	1,672	11,403

都道府県	地域別番号	項番	業種	改定前額	改定前額	改定額	引上げ額	申出	甲出種別	申出日	必要性 諮問日	必要性 答申日	必要性 有・無	所要 結算
青森	822	8	自動車小売	-	864	890	+26	改正	公正	7/16	8/10	9/15	有	10/5
岩手	821	14	自動車小売	-	863	879	+16	改正	公正	7/30	8/6	8/24	有	10/19
宮城	853	17	自動車小売	-	891	918	+27	改正	公正	7/12	7/20	8/23	有	10/11
秋田	822	21	自動車小売	-	864	869	+5	改正	協約	7/27	8/5	8/23	有	10/1
福島	828	30	自動車小売	-	868	894	+26	改正	公正	7/16	7/26	8/5	有	10/25
埼玉	956	50	自動車小売	-	962	988	+26	改正	公正	7/14	7/27	8/2	有	9/22
千葉	953	57	自動車(新車)小売	-	922	-	-	改正	公正	6/18	8/2	8/23	無	-
神奈川	1,040	68	自動車小売②	-	842	-	-	無	-	-	-	-	-	-
新潟	859	71	自動車(新車)小売	-	920	936	+16	改正	公正	7/15	7/27	7/27	有	11/1
富山	877	76	自動車小売	-	769	-	-	無	-	-	-	-	-	-
愛知	955	110	自動車(新車)小売①	-	800	-	-	無	-	-	-	-	-	-
		111	自動車(新車)小売②	-	943	-	-	改正	協約	6/24	7/1	8/5	無	-
京都	937	132	自動車(新車)小売	-	911	939	+28	改正	公正	7/15	7/20	8/26	有	11/12
大阪	992	139	自動車小売	-	965	993	+28	改正	協約	6/29	7/6	9/3	有	9/24
兵庫	928	148	自動車小売	-	901	930	+29	改正	協約	7/12	7/16	9/6	有	9/22
奈良	866	151	自動車小売	-	885	892	+7	改正	協約	7/6	7/19	8/5	有	10/12
鳥根	824	162	自動車(新車)小売	-	872	904	+32	改正	協約	7/16	8/24	8/24	有	10/25
広島	899	177	自動車小売	-	913	930	+17	改正	公正	6/23	8/5	8/5	有	10/26
福岡	870	200	自動車(新車)小売	-	941	959	+18	改正	協約	6/30	7/27	8/17	有	10/7
大分	822	215	自動車(新車)小売	-	848	872	+24	改正	公正	7/20	8/2	8/23	有	10/14
宮崎	821	219	自動車(新車)小売	-	832	858	+26	改正	協約	7/14	7/27	8/26	有	10/27
鹿児島	821	222	自動車(新車)小売	-	847	872	+25	改正	協約	7/13	7/21	8/24	有	10/15
沖縄	820	228	自動車(新車)小売	-	770	-	-	改正	公正	7/16	7/30	8/6	無	-

令和4年度

# 最低賃金実態調査の概要

【自動車小売業】

広島労働局

- 資 料 目 次 -

1	分位偏差	.....	資料No.4-1
2	賃金分布図グラフ	.....	資料No.4-2
3	時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移グラフ	..	資料No.4-3
4	中位数・時間当たりの平均賃金額	...	資料No.4-4
5	事業所規模別未満率	.....	資料No.4-5
6	引上げ試算表	.....	資料No.4-6
7	経過表（平成16年度～令和3年度）	.....	資料No.4-7

## 最低賃金に関する実態調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、労働者の賃金の実態を把握し、広島県最低賃金及び特定(産業別)最低賃金の改正のための基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査の範囲

#### (1) 地域

広島県全域

#### (2) 産業

日本標準産業分類(平成19年11月改定)に基づく製造業、新聞業、出版業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業である。

#### (3) 事業所

製造業及び新聞業、出版業については1～99人、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)については1～29人の民営事業所のうちから、「平成28年経済センサス(令和2年次フレーム)」に基づく規模、地域、業種別の母集団事業所数を考慮し、無作為に抽出した事業所である。

なお、各種商品小売業及び自動車小売業については、1～99人の民営事業所である。

#### (4) 労働者

前号の事業所に雇用される労働者のうち、1～29人の事業所については全労働者、労働者30～99人の事業所については2分の1の労働者を調査範囲とした。

### 3 調査の時期及び方法

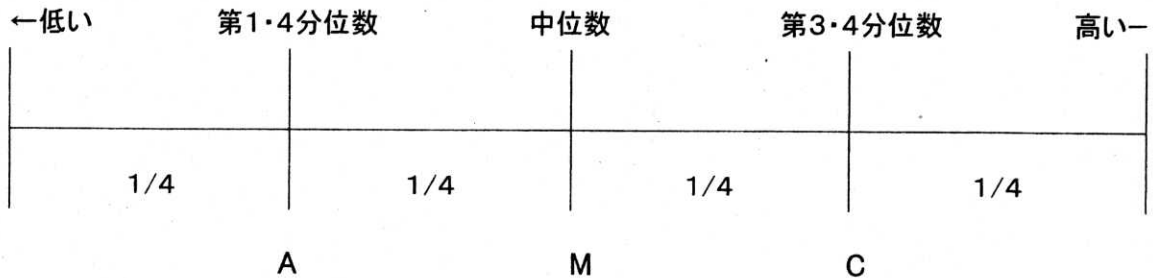
調査は通信調査とし、令和4年6月分の賃金等について、5月から6月にかけて調査を実施した。

## 統計用語について

### ○ 分位数、中位数とは

数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて全体の 20 分の 1、10 分の 1、4 分の 1 などの境界に当たる数値を当該分布の第 1・20 分位数、第 1・10 分位数、第 1・4 分位数と呼び、2 分の 1 (即ち中央) に当たる数値を当該分布の中位数と呼びます。

例:



中位数は、数値を順に並べたとき、数値の合計が奇数であれば、ちょうど真ん中の数を、合計が偶数であれば、 $(n \div 2)$  番目と  $(n \div 2 + 1)$  番目の値の算術平均ということになります。中位数の利点は、賃金分布のような左右対称でない分布でも、中位数以下の人が全体の半分、中位数以上の人も半分となるので、分布の標準的な数値という意味において、算術平均より利用しやすい数値となる点です。

### ○ 分布範囲とは

分布範囲というのは、分布の最も大きい値と、最も小さい値の差をとったものです。この方法は簡単に計算できますが、極端に高い値や低い値があると、その影響が現れてしまう欠点があります。

○ 未満率・影響率とは

未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合をいいます。

影響率とは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金を下回ることになる労働者の割合をいいます。



## 最低賃金実態調査における分位偏差

## 【自動車小売業】

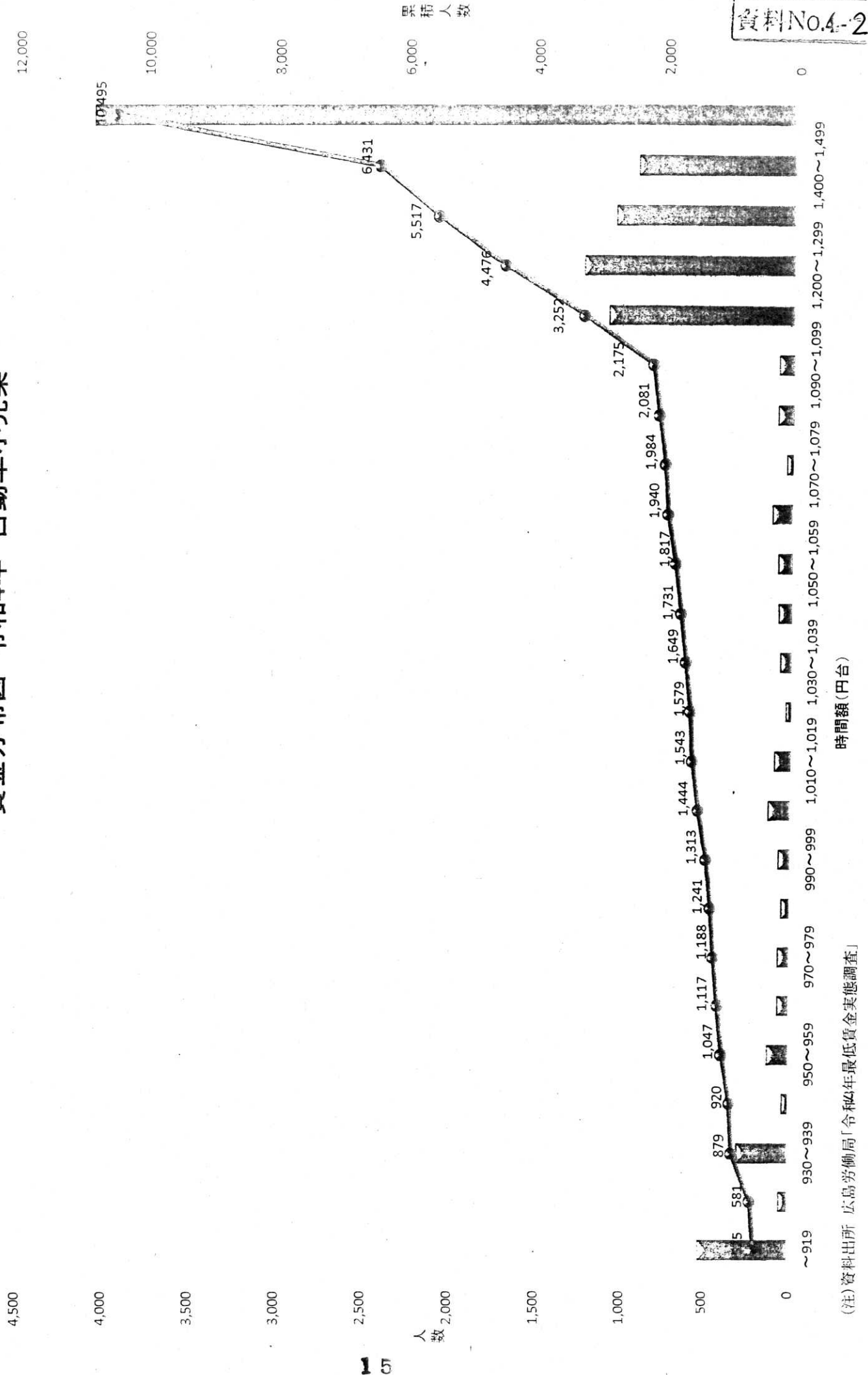
規模	内 訳	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合 計	第1・20分位数(円)	800	852	900	897	909	918
	対前年増減率	-2.20%	6.50%	5.63%	-0.33%	1.34%	0.99%
	第1・10分位数(円)	889	911	987	933	966	960
	対前年増減率	-1.22%	2.47%	8.34%	-5.47%	3.54%	-0.62%
	第1・4分位数(円)	1,055	1,136	1,278	1,108	1,130	1,140
	対前年増減率	-3.30%	7.68%	12.50%	-13.30%	1.99%	0.88%
	中位数(円)	1,332	1,383	1,548	1,375	1,381	1,376
	対前年増減率	0.99%	3.83%	11.93%	-11.18%	0.44%	-0.36%
	労働者数	10,966	10,848	9,815	9,433	10,848	10,495
1 5 9 人	第1・20分位数(円)	800	820	850	896	880	899
	対前年増減率	5.12%	2.50%	3.66%	5.41%	-1.79%	2.16%
	第1・10分位数(円)	826	850	900	942	920	930
	対前年増減率	-3.05%	2.91%	5.88%	4.67%	-2.34%	1.09%
	第1・4分位数(円)	1,030	1,026	1,009	1,096	1,091	1,093
	対前年増減率	1.38%	-0.39%	-1.66%	8.62%	-0.46%	0.18%
	中位数(円)	1,287	1,318	1,348	1,355	1,350	1,359
	対前年増減率	1.10%	2.41%	2.28%	0.52%	-0.37%	0.67%
	労働者数	4,738	4,743	3,970	3,304	3,766	3,566
10 5 29 人	第1・20分位数(円)	872	976	1,000	890	920	930
	対前年増減率	-1.02%	11.93%	2.46%	-11.00%	3.37%	1.09%
	第1・10分位数(円)	900	1,039	1,000	920	979	1,011
	対前年増減率	-6.64%	15.44%	-3.75%	-8.00%	6.41%	3.27%
	第1・4分位数(円)	1,110	1,206	1,429	1,103	1,141	1,181
	対前年増減率	-1.07%	8.65%	18.49%	-22.81%	3.45%	3.51%
	中位数(円)	1,360	1,487	1,548	1,379	1,417	1,402
	対前年増減率	0.15%	9.34%	4.10%	-10.91%	2.76%	-1.06%
	労働者数	6,228	6,105	5,845	5,652	5,912	5,675
30 5 99 人	第1・20分位数(円)				1,026	964	930
	対前年増減率	-	-	-	-	-6.04%	-3.53%
	第1・10分位数(円)				1,123	1,000	964
	対前年増減率	-	-	-	-	-10.95%	-3.60%
	第1・4分位数(円)				1,259	1,179	1,120
	対前年増減率	-	-	-	-	-6.35%	-5.00%
	中位数(円)				1,523	1,382	1,290
	対前年増減率	-	-	-	-	-9.26%	-6.66%
	労働者数				477	1,170	1,254

(注) 資料出所: 毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」、30人以上の事業所については、令和2年から調査対象とした。

## 【自動車小売業の最低賃金】

年度別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
時間額	848円	868円	890円	912円	913円	930円
発効日	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R1.12.31	R2.12.31	R3.12.31

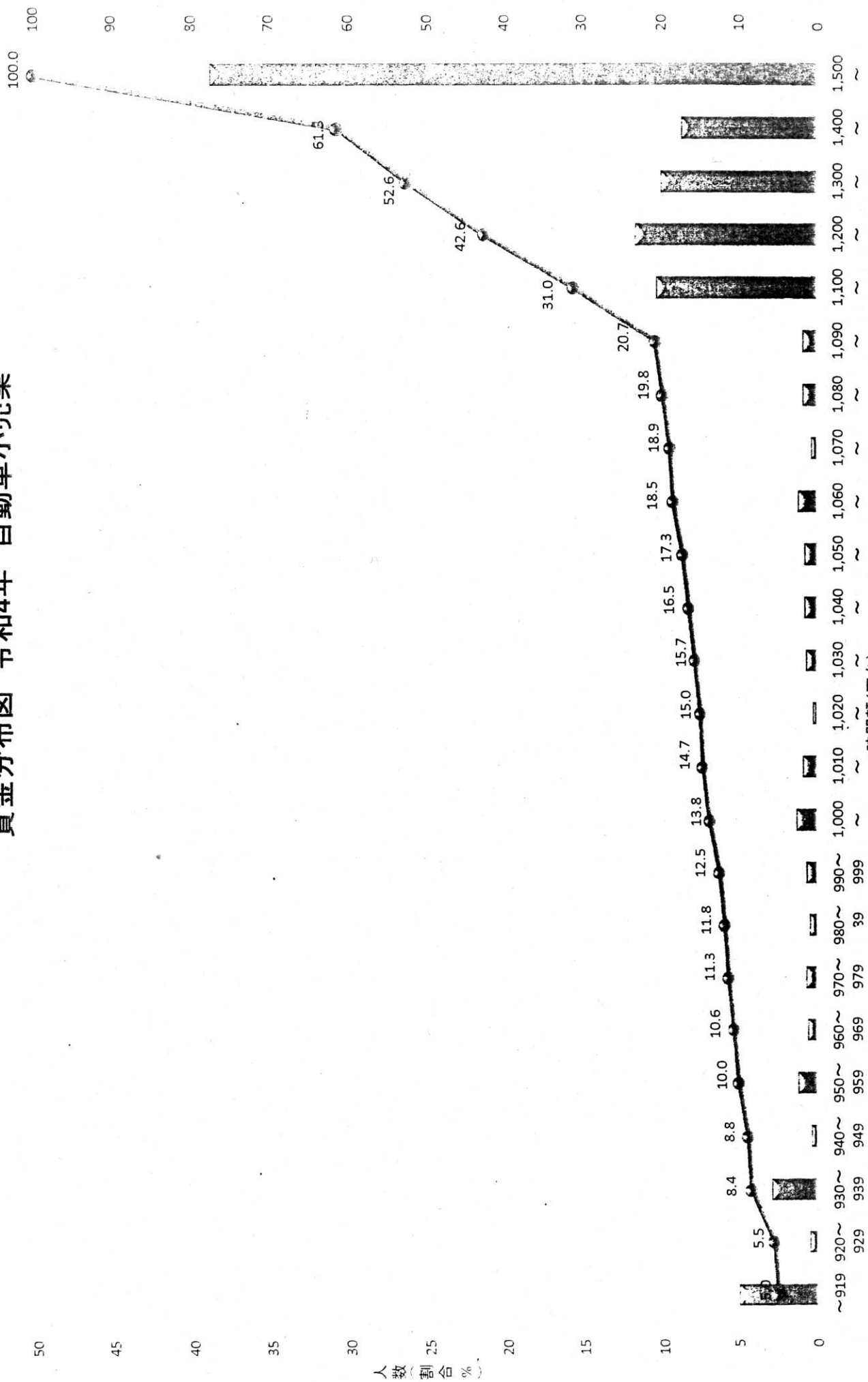
# 賃金分布図 令和4年 自動車小売業



(注)資料出所 広島労働局「令和4年最低賃金実態調査」

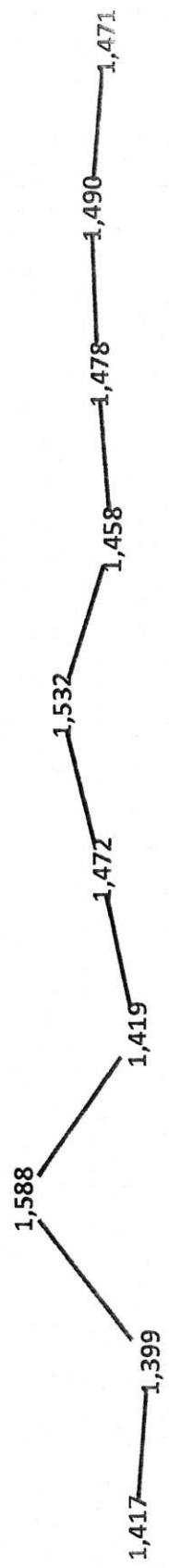
時間額 (円台)

# 賃金分布図 令和4年 自動車小売業



(注)資料出所 広島労働局「令和4年最低賃金実態調査」

自動車小売業 時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移



時間額(円)

年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
— 最低賃金額	787	798	813	830	848	868	890	912	913	930
— 平均賃金額	1,417	1,399	1,588	1,419	1,472	1,532	1,458	1,478	1,490	1,471

## 中位数・時間当たりの平均賃金額

【自動車小売業】

最低賃金額 930円

	中位数	時間当たりの 平均賃金額
規模計	1,376 円	1,471 円
規模(1～9人)	1,356 円	1,435 円
規模(10～29人)	1,402 円	1,512 円
規模(30～99人)	1,290 円	1,389 円

(注) 資料出所 広島労働局「令和4年最低賃金実態調査」

## 事業所規模別未満率

## 【自動車小売業】

最低賃金額 930円

	未満率	未満労働者数
規模計	5.5%	581人
規模(1~9人)	9.9%	352人
規模(10~29人)	3.9%	220人
規模(30~99人)	0.7%	9人

全労働者数	10,495
-------	--------

(注) 労働者数は、広島労働局「令和4年最低賃金実態調査」の調査対象産業及び調査対象事業所規模に属する労働者の合計である。

## 最低賃金引上げ試算表

【令和4年 自動車小売業】

アップ額	アップ率	時間額	影響率	(影響を受ける)労働者数
(円)	(%)	(円)	(%)	(累計・人)
【 現 行 】		930		
1	0.11	931	8.1	849
2	0.22	932	8.1	854
3	0.32	933	8.1	854
4	0.43	934	8.1	854
5	0.54	935	8.1	854
6	0.65	936	8.3	869
7	0.75	937	8.3	869
8	0.86	938	8.3	874
9	0.97	939	8.3	874
10	1.08	940	8.4	879
11	1.18	941	8.5	891
12	1.29	942	8.5	891
13	1.40	943	8.5	891
14	1.51	944	8.5	891
15	1.61	945	8.5	891
16	1.72	946	8.5	895
17	1.83	947	8.5	895
18	1.94	948	8.8	920
19	2.04	949	8.8	920
20	2.15	950	8.8	920
21	2.26	951	9.6	1,007
22	2.37	952	9.7	1,017
23	2.47	953	9.8	1,028
24	2.58	954	9.9	1,037
25	2.69	955	9.9	1,037
26	2.80	956	9.9	1,037
27	2.90	957	9.9	1,043
28	3.01	958	9.9	1,043
29	3.12	959	10.0	1,047
30	3.23	960	10.0	1,047
31	3.33	961	10.1	1,059
32	3.44	962	10.2	1,068
33	3.55	963	10.2	1,074
34	3.66	964	10.3	1,079
35	3.76	965	10.5	1,102

(注)全労働者数

10,495

(注) 「令和4年最低賃金実態調査」における「広島県自動車小売業最低賃金」の調査対象労働者数である。

# 経過表

資料No.4-7

(自動車小売業)

	最賃時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	未満率 (%)	影響率 (%)
平成16年度	737	3	0.4	3.8	3.9
平成17年度	741	4	0.5	2.6	2.9
平成18年度	745	4	0.5	2.1	2.4
平成19年度	755	10	1.3	2.6	3.2
平成20年度	764	9	1.2	2.2	2.6
平成21年度	767	3	0.4	3.4	3.7
平成22年度	775	8	1.0	2.2	2.6
平成23年度	780	5	0.6	2.6	2.6
平成24年度	787	7	0.9	0.6	1.8
平成25年度	798	11	1.4	3.6	4.1
平成26年度	813	15	1.9	3.2	4.9
平成27年度	830	17	2.1	6.8	7.5
平成28年度	848	18	2.2	5.2	6.4
平成29年度	868	20	2.4	5.9	9.2
平成30年度	890	22	2.5	5.7	7.0
令和元年度	912	22	2.5	3.4	6.7
令和2年度	913	1	0.1	6.8	7.0
令和3年度	930	17	1.9	5.5	8.1

(注)資料出所:毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」